

2015 年若手研究者交流事業（短期グループ招聘） (Summer Visiting Program) の選考について

科技部と公益財団交流協会の共同選考による若手研究者交流事業（短期グループ招聘）(Summer Visiting Program) の説明

一、台日間における学術及び科学技術分野における交流と協力を強化し、若手研究者の学術研究の視野を広げるため、科技部（前身は行政院国家科学委員、以下、当部）と公益財団法人交流協会が 2003 年より実施しているプログラムで、双方が選考した 15-20 名の若手研究者グループが相手国の研究機関に夏期休暇期間中に訪問・視察を行うことで、台日共同研究の促進を図るもの。

二、台湾側の応募グループ資格：

応募グループは下記の資格・条件を満たさなければならず、その資格条件は応募締切日を認定基準とする：

(一) 国内に戸籍を有する中華民国国民であること。

(二) 日本の第四期科学技術基本計画に掲げられた震災復興（再生）、グリーンイノベーション、ライフイノベーション及び半導体、IT 技術、生命科学、防災、環境保護・エネルギー、ナノテク及び材料、医療介護器具開発、都市工学の領域に限る。また、岩手県、宮城県及び福島県の三県の研究機関を訪問する申請者を優先する。

(三) 国内の国公私立大学・学院（以下、推薦機関）に在職している専任助理教授級以上の者（グループ代表者）及び在籍中の博士課程の学生で、下記の条件を満たす者：

1. グループ代表者の年齢は五十歳以下、博士課程の学生の年齢は四十歳以下の者。
2. 博士課程の学生は休学しておらず、博士の学位を取得するまでに出国し、訪問研究を完了できる者。
3. 今回の訪日期間中、日台の学校間で締結している研究者交流の身分に属していない者。
4. 博士課程の学生の場合は、全職者訓練人員（正規雇用の社会人学生を指す。正規雇用と同様の福利厚生を受けている派遣職員も含まれる。）に属していない者。
5. 当部の補助により出国して研究・研修を行ったことがない者、あるいは本訪問計画による補助を受けたことのない者。
6. グループ代表者 1 名と博士課程の学生 2~3 名の合計 3~4 人の訪問団とし、事前に自ら日本の訪問視察先及び宿泊先に連絡を取り、日本の訪問先からの受入同意を得ている者。

三、台湾側の応募手順：

(一) 応募書類：応募の際には、下記の書類一式を 3 部ずつ取り揃え、推薦機

関に提出すること。

1. 当部指定の「若手研究者夏期訪日視察計画（Summer Visiting Program）補助申請書」（一）及び（二）。
 2. 博士課程の学生は大学及び大学院在学中の成績表（中国語、英語いずれでも可）。
 3. メンバー全員の最近5年以内に発表した学術著作（一人3本以内）。
 4. 訪日の詳細日程及び日本の訪問機関の同意書（同意書は当部が添付した様式に記入し、各訪問機関の同意書は少なくとも一部は原本を提出すること）。訪問日程には少なくとも3カ所以上の機構の訪問を含むこと（異なる学校または研究機関であること。1カ所だけなら企業の研究開発部門を含んでもよい）。会議への参加や姉妹校との親善交流を目的とする訪問は本計画の補助対象事項に属さない。
 5. グループ代表者1名と博士課程の学生2~3名は全員同じ学校で、同じ専門分野に属していなければならない。
- 直接当部に申請を行った場合、書類不備の場合及び規定に合致しない場合の応募については受理しない。

（二）推薦機関：

推薦機関は、応募グループの資格・条件が規定に符合し、提出書類に不備がないことを検査・確認した上で同書類を当部に送付すること。

四、応募期間：

2014年11月1日から2015年1月9日まで。

五、審査及び結果発表日：

（一）審査方法：

日台双方の専門家・学者により資格及び学術審査を行う。

（二）審査の重点：

応募グループメンバーの在学成績表、学術上のパフォーマンス、日本の訪問機関の適切性や重要性及び今後行われる共同研究の潜在的発展性。

（三）結果発表日：2015年4月30日までに発表。

六、助成期間：

助成期間は7日間とし、訪問期間は毎年7月から9月までとする。

七、助成費用：

（一）当部による助成：

1. 往復航空券代：

エコノミークラスの渡日直行便往復航空券、一人当たり新台湾ドル2万元を上限とする。

2. 訪日期間の保険代：

明台產物保險股份有限公司の「公的国外赴任出張人員総合保險」代、助成期間は日本への出発日当日より起算し、一人当たり新台

湾ドル 437 元を上限とする。

上記 1. 及び 2. の費用は帰国後の精算払いのため、採用グループは自ら航空券の予約と保険契約を行い、その費用を立て替えること。

(二) 日本側の助成 :

1. 滞在費は一人当たり一日 1 万 4 千円。
2. 日本国内での研究旅費(一人当たり 3 万円)及び研究附帯費(一グループ当たり 5 万円、実費支給)。

(日本側の助成費用は、採用グループが渡日一週間前に航空券及びパスポートを携帯し、交流協会台北事務所で受領する。)

八、注意事項 :

- (一) 応募グループは日本の訪問機関による同意書の交付期限に特に留意しなければならない。日本では各機関により交付手順及び交付までの所要期間が異なるため、できるだけ早めに連絡し手続きに取りかかること。
- (二) 採用グループの結果発表日より発生した権利及び義務(在日訪問期間、経費の精算、報告の提出などを含む)については、当該採用グループの推薦機関が指導責任を負わなければならない。
- (三) 採用グループは採用確定後、同年の 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間にグループでまとまって出入国するよう手続きを行うこと。期限に遅れた場合は、当該助成を受ける権利を放棄したものとみなす。なお、採用グループは、当部及び交流協会の同意がない限り、訪問日程の変更や訪問期間の短縮あるいは延長をしてはならない。事前に当部及び交流協会の同意を得ずに無断で訪問内容を変更した場合、あるいは事後検証で確実に規定に合致しないことがあった場合、一切の費用の助成が受けられなくなり、すでに受領済みの費用に関しては返済を求められる。
- (四) 採用グループは、訪問活動を終了し、帰国後 2 ヶ月以内に、推薦機関の長を通じて航空券の控え、搭乗券の半券、旅券代理店の代金引換領収書及び保険料の領収書(以上いずれも正本)、グループメンバー各自の訪日視察に関する中国語報告書 2 部(製本したもの)及びそれらを関係者が審査・捺印した書類を添えて当部に送付し、助成費用の精算処理を行うこと。なお、これとは別に、交流協会提出用の英文報告書 2 部及び中国語報告書 2 部について送付すること。
- (五) 本事業には日本語版の説明文があるので、日本側の受入機関に参考として提供することができる。(注: この日本語訳文のこと)を指す。)

九、連絡先 :

科技部科教国合司 鄭慧娟

TEL: 02-27377472 E-mail: hccheng1@most.gov.tw